

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和3年度 10月度)

- 1 日 時 令和3年10月1日(金)  
開会：午後2時59分  
閉会：午後3時30分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 13名  
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登  
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一  
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 10番 田中 利男  
11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦 14番 岩上 茂  
15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 9番 小澤 幹夫 13番 山下 茂昭
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件  
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件  
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 職務のため出席した事務局等職員  
4名  
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代  
  
市長部局から  
農林畜産課主事 前田 智之
- 7 総会の概要  
(事務局) ただいまから、令和3年度10月度定例総会を開催いたします。  
はじめに、会長から挨拶がございます。  
  
(会長) 挨拶 (略)



これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は2件です。

まず1件目は、氷見市\*\*——番で、申請面積は——m<sup>2</sup>、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）から、

譲受人 氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）へ譲受人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

本件は譲渡人が除草を行うなど自己保全管理を行ってきましたが、本家に当たる譲受人から、作れないなら畑として利用するとして話を持ち掛け、所有権移転となったものです。

次に2件目は、氷見市\*\*——番で、申請面積は——m<sup>2</sup>、登記地目は畑です。

譲渡人 氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）から、

譲受人 氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

(タブレットで位置、現況を確認)

本件は譲渡人が高齢のため、長年来の友人である譲渡人に相談したところ、隣接する場所に田を持っていることから管理に支障がないとして、所有権移転となったものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、3件につきましてご説明いたします。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑です。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。

(タブレットで位置、現況を確認)

農地区分は第3種農地です。

番号2、地区は——です。  
譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、  
譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、  
申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記が畑、現況が宅地です。  
申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。  
（タブレットで位置、現況を確認）  
農地区分は第3種農地です。

番号3、地区は——です。  
譲受人は、氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、  
譲渡人は、氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、  
申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田です。  
申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。  
（タブレットで位置、現況を確認）  
農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について、説明させていただきます。  
番号1番と2番の許可基準につきましては、都市計画法上の用途地域（第1種住居地域）であり第3種農地となり、第3種農地の許可基準「原則許可」の運用にて許可となります。  
番号3番の許可基準につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地であり原則不許可ですが、第1種農地の許可基準「集落接続」の運用にて例外許可となります。

では、今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

(\* \*委員) 先般\*月\*\*日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件は3件ですが、番号3につきましては、除外申請時に現地調査をしており、計画の変更等がないことから今回の調査は不要となります。

残る2件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

隣接農地のある番号3番については、隣接農地耕作者からの承諾が得られております。

また、3件ともに氷見市土地改良区からの同意書が添付されており、番号2番は西条畑地かんがい土地改良区からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件3件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

なお、今回の案件5件は、農振農用地からの除外ではなく、農振農用地への編入の案件となります。

今回、願出のあった編入願記載内容の一覧表になります。

中山間地域等直接支払制度を活用するため、集落単位で願出がありましたので、集落ごとにまとめて説明させていただきます。

番号1～2、地区は——です。

願出者は、氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）

氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）

対象地は、氷見市\*\*——番、——番、……の計——筆、申請書  
において地目はすべて登記、現況ともに田です。

対象地の面積は——m<sup>2</sup>です。

（タブレットで位置、現況を確認）

番号3～5地区は——です。

願出者は、高岡市\*\*——番地（氏名\*\*）

氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）

高岡市\*\*——番地（氏名\*\*）

除外対象地は、氷見市\*\*——番、——番、……の計——筆、申  
請書において地目はすべて登記、現況ともに田です。

対象地の面積は——m<sup>2</sup>です。

（タブレットで位置、現況を確認）

番号1番から5番すべてで、隣接耕作者、集落代表者、地区推進委員、  
土地改良区からの同意も得られております。

今回の編入については、地域の特性に即した農業の振興を図るためそ  
の土地の農業上の利用を確保することを目的としていることから、農業  
振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号に該当するため、農  
業振興地域内にある農用地とすることが適当な土地であると考えられ  
ます。

では、今回付された案件5件につきまして、農業委員会として意見が  
あるかについて、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地  
区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告  
を受けます。

（\*\*委員） 先般\*月\*\*日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実  
施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件5件につきまして、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件5件は、原案のとおり編入に支障がないと判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見はいかがでしょう。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会9月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年10月1日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---